

# 山梨県公報

号外第三十一号

平成十七年

六月十五日

水曜日

## 目次

規則

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………一

山梨県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則……………一

## 規則

### 山梨県規則第四十二号

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年六月十五日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

山梨県災害救助法施行細則（昭和三十五年山梨県規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表の第一の一の二の（一）から（六）まで以外の部分中、「応急仮設住宅」を「応急仮設住宅等」に改め、同表の第一の一の二の（二）中、「二百四十三万三千円」を「二百三十八万五千円」に改め、同表の第一の一の二に次のように加える。

- (七) 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これに収容することができる。

別表の第一の六の（二）中、「五十一万九千円」を「五十一万円」に改め、同表の第一の八の（一）中、「土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。」を削り、「そう失」を「喪失し」に、「及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む）」を「盲学校、ろう学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう）」に、「行なう」を「行う」に改め、同表の

第一の八の（三）の（1）及び（2）を次のように改める。

### (1) 教科書代

- (イ) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

### (2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

- (イ) 文房具費及び通学用品費
  - 小学校児童 一人当たり四千四百円
  - 中学校生徒 一人当たり四千四百円
  - 高等学校等生徒 一人当たり四千八百円

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

### 山梨県規則第四十三号

山梨県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年六月十五日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県屋外広告物条例施行規則（平成四年山梨県規則第十号）の一部を次のように改正する。

- 第一条中「第三条第一号」を「第四条第一号」に改める。
- 第三条中「第三条第二号」を「第四条第二号」に改める。

第四条中「第五条第二項」を「第六条第二項」に改め、同条第一号イ中「第五条第一項第一号」を「第六条第一項第一号」に、「美観地区及び風致地区」を「景観地区（同条の規定により指定された区域を除く。）、風致地区及び伝統的建造物群保存地区（同条の規定により指定された区域を除く。）」に改め、同条ロ中「第五条第一項第二号」を「第六条第一項第二号」に改め、同条ハ中「第五条第一項第三号」を「第六条第一項第三号」に改め、同条ニ中「第五条第一項第五号」を「第六条第一項第五号」に改め、同条トを同号リとし、同号ハ中「第五条第一項第七号」を「第六条第一項第九号」に改め、同号ヘを同号チとし、同号ホ中「第五条第一項第六号」を「第六条第一項第八号」に改め、同号ホを同号トとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 条例第六条第一項第六号に掲げる区域  
へ 条例第六条第一項第七号に掲げる区域

第四条第二号イ中「第五条第一項第一号」を「第六条第一項第一号」に改め、同号口中「第五条第一項第四号」を「第六条第一項第四号」に、「都市公園」を「区域」に改め、同号八中「第五条第一項第五号」を「第六条第一項第五号」に改め、同号二中「第五条第一項第七号」を「第六条第一項第九号」に改め、同号水中「第五条第一項第九号」を「第六条第一項第十一号」に改め、同号へ中「第五条第一項第十号」を「第六条第一項第十二号」に改め、同号ト中「第五条第一項第十二号」を「第六条第一項第十四号」に改める。

第五条中「第六条第二項」を「第七条第二項」に改め、同条第一号イ中「第六条第一項第一号」を「第七条第一項第一号」に改め、同号口中「第六条第一項第二号」を「第七条第一項第二号」に改め、同号へを同号子とし、同号水中「第六条第一項第五号」を「第七条第一項第七号」に改め、同号ホを同号トとし、同号二中「第六条第一項第四号」を「第七条第一項第六号」に改め、同号二を同号へとし、同号八中「第六条第一項第三号」を「第七条第一項第五号」に改め、同号ハを同号ホとし、同号口の次に次のように加える。

ハ 条例第七条第一項第三号に掲げる区域  
ニ 条例第七条第一項第四号に掲げる地域

第五条第二号イ中「第六条第一項第一号」を「第七条第一項第一号」に改め、同号口中「第六条第一項第二号」を「第七条第一項第二号」に改め、同号八中「第六条第一項第三号」を「第七条第一項第五号」に改め、同号二中「第六条第一項第五号」を「第七条第一項第七号」に改め、同号水中「第六条第一項第六号」を「第七条第一項第九号」に改め、同条第三号中「第六条第一項第一号」を「第七条第一項第一号」に改め、同条第四号中「第四号第一号子及び前条第一号ホ」を「第四号第一号又及び前条第一号ト」に改める。

第七条第一項中「第六条第三項（条例第八条第六項）」を「第七条第三項（条例第九条第六項）」に改め、同条第二項中「第六条第三項第五号（条例第八条第六項）」を「第七条第三項第五号（条例第九条第六項）」に改める。

第八条中「第六条第四項（条例第十一条第二項）」を「第七条第四項（条例第十二条第二項）」に改める。

第九条中「第六条第五項（条例第八条第六項）」を「第七条第五項（条例第九条第六項）」に、「第九条第一項」を「第十条第一項」に改める。

第十条第一項中「第八条第六項（条例第十一条第二項）」を「第九条第六項（条例第十二条第二項）」に、「第六条第四項」を「第七条第四項」に改め、同条第二項中「第八条

第七項」を「第九条第七項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 条例第九条第八項の規則で定める基準は、別表第四のとおりとする。  
第十一条第一項中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第二項中「第九条第三項」を「第十条第三項」に改める。

第十二条第一項中「第十条第一項（条例第十一条第二項）」を「第十一条第一項（条例第十二条第二項）」に改め、同条第二項中「第十条第一項ただし書（条例第十一条第二項）」を「第十一条第一項ただし書（条例第十二条第二項）」に改め、同条第三項中「第十条第一項ただし書」を「第十一条第一項ただし書」に改める。

第十三条中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条第一号中「第六条第六項（条例第八条第六項（条例第十一条第二項）」を「第七条第六項（条例第九条第六項（条例第十二条第二項）」に、「第十一条第二項」を「第十二条第二項」に改める。

第十四条第一項中「第六条第三項（条例第十一条第二項）」を「第七条第三項（条例第十二条第二項）」に、「第八条第六項」を「第九条第六項」に改め、同条第二項中「第六条第三項第五号（条例第十一条第二項）」を「第七条第三項第五号（条例第十二条第二項）」に、「第八条第六項」を「第九条第六項」に改める。

第十五条中「第十一条第三項」を「第十二条第三項」に改める。  
第十六条中「第十三条第三項」を「第十四条第三項」に改める。

第二十四条の見出し中「講習会修了者」を「試験合格者等」に改め、同条中「第二十条第一項第三号」を「第三十五条第一項第五号」に、「五年間」を「二年間」に、「屋外広告物」を「条例その他広告物等の表示及び設置」に改め、同条を第三十条とする。

第二十三条中「第十六号様式」を「第十七号様式」に改め、同条を第二十九条とする。  
第二十二條第二項中「第二十条第二項」を「第二十六條第二項」に改め、同条を第二十八條とする。

第二十一条を第二十七条とする。

第二十条第一項中「第十九条」を「第三十四条」に改め、同条第二項中「第十五号様式」を「第十六号様式」に改め、同条を第二十六条とし、同条の前に次の四条を加える。  
（屋外広告業の登録）

第二十二條 条例第二十八條第一項の申請書は、屋外広告業登録申請書（第十一号様式）とする。

2 条例第二十八條第二項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

一 登録申請者が、法人である場合にあつてはその役員、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人の、それ以外の場合にあつては登録申請者の略歴を記載した書面

二 登録申請者が選任した業務主任者が条例第三十五条第一項各号のいずれかに該当

する者であることを証する書面

三 次に掲げる者の住民票の抄本又はこれに代わる書面

イ 登録申請者が個人である場合にあつては、当該登録申請者（営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該登録申請者及びその法定代理人）

ロ 登録申請者が選任した業務主任者

四 登録申請者が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書

3 条例第二十八条第二項の書面は、誓約書（第十二号様式）のとおりとする。

4 第二項第一号の書面は、略歴書（第十三号様式）のとおりとする。

（登録事項の変更の届出）

**第二十三条** 条例第三十一条第一項の規定による届出は、屋外広告業登録事項変更届（第十四号様式）によらなければならない。

2 条例第三十一条第三項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 条例第二十八条第一項第一号に掲げる事項の変更 住民票の抄本若しくはこれに代わる書面又は法人の登記事項証明書

二 条例第二十八条第一項第二号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。） 法人の登記事項証明書

三 条例第二十八条第一項第三号に掲げる事項の変更 法人の登記事項証明書、条例第二十八条第二項の書面及び前条第二項第一号の書面

四 条例第二十八条第一項第四号に掲げる事項の変更 条例第二十八条第二項の書面、前条第二項第一号の書面及び同項第三号の書類（同号イに係るものに限る。）

五 条例第二十八条第一項第五号に掲げる事項の変更 前条第二項第二号の書面及び同項第三号の書類（同号ロに係るものに限る。）

（屋外広告業者登録簿の閲覧）

**第二十四条** 条例第三十二条の規定による閲覧に供する方法は、次のとおりとする。

一 閲覧に供する場所（以下「閲覧所」という。）は、土木部建築指導課の事務所内とする。

二 閲覧に供する日は、県の休日を除く日とする。

三 閲覧に供する時間は、午前九時三十分から午後四時三十分までとする。

四 知事は、屋外広告業者登録簿（以下「登録簿」という。）の整理その他必要があると認めるときは、臨時に閲覧に供しない日を設け、又は閲覧に供する時間を短縮することができる。この場合においては、その旨を閲覧所に掲示するものとする。

五 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備えてある屋外広告業者登録簿閲覧名簿に所定の事項を記入しなければならない。

六 登録簿の閲覧は、閲覧所以外の場所で行うことができない。

七 知事は、登録簿を閲覧する者が次のイ、ロ又はハのいずれかに該当するときは、その閲覧を停止し、又は禁止することができる。

イ 前号の規定に違反したとき又は閲覧所の職員の指示に従わないとき。

ロ 登録簿を損傷したとき、汚損したとき若しくは加筆したとき又はそのおそれがあるとき。

ハ 他人に迷惑を及ぼしたとき又はそのおそれがあるとき。

（廃業等の届出）

**第二十五条** 条例第三十三条第一項の規定による届出は、屋外広告業廃業等届（第十五号様式）によらなければならない。

第十九条を削る。

第十八条中「第十七条」を「第二十六条」に、「第八号様式」を「第九号様式」に、「変更し」を「変更したとき」に改め、「若しくは名称」及び「（第九号様式）により、管理者を廃止したとき」にあつては「管理者廃止届」を削り、同条を第二十一条とする。

第十七条の見出しを「（広告物等の存する土地等への立入検査に係る身分証明書）」に改め、同条中「第十五条第二項」を「第二十三条第二項」に、「第七号様式」を「第八号様式」に改め、同条を第十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（管理者の設置等）

**第二十条** 条例第二十五条第一項ただし書の規則で定める広告物等は、次のとおりとする。

一 はり紙

二 はり札

三 広告の用に供する旗

四 立看板

五 車両、船舶等に表示し、又は設置するもの

六 その他前各号に定める広告物等に類するもの

2 条例第二十五条第二項の規則で定める基準は、広告物等の上端の高さが地上から四メートルであることとする。

3 条例第二十五条第二項の規則で定める資格を有する者は、条例第三十五条第一項各号に掲げる者とする。

第十六条の次に次の二条を加える。

（広告物等を保管した場合の公示の方法）

**第十七条** 条例第十七条第一項第一号の規則で定める場所は、保管した広告物等の設置

されていた場所を管轄する地域振興局建設部の事務所内とする。

2 条例第十七条第二項の規則で定める様式は、保管広告物等一覧簿（第七号様式）のとおりとする。

3 条例第十七条第二項の規定による閲覧に供する方法は、次のとおりとする。

一 閲覧に供する場所は、土木部建築指導課及びすべての地域振興局建設部の事務所内とする。

二 閲覧に供する日は、山梨県の休日を含め定める条例（平成元年山梨県条例第六号）第一条第一項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日とする。

三 閲覧に供する時間は、午前九時三十分から午後四時三十分までとする。

（保管した広告物等を売却する場合の手続）

**第十八条** 条例第二十条第一項及び第二項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該競争入札の執行を担当する職員の職及び氏名

二 当該競争入札の執行の日時及び場所

三 契約条項の概要

四 その他当該競争入札の執行に関し必要な事項

2 条例第二十条第一項の規則で定める場所は、前条第一項の事務所内とする。

第三十条の次に次の三条を加える。

（標識の掲示）

**第三十一条** 条例第三十六条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 法人の場合にあつては、その代表者の氏名

二 登録年月日

三 営業所の名称

四 業務主任者の氏名

2 条例第三十六条の規定による標識の掲示は、屋外広告業者登録票（第十八号様式）によらなければならない。

（帳簿の備付け等）

**第三十二条** 条例第三十七条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 広告物等の注文者の氏名又は名称及び住所

二 表示又は設置の場所

三 広告物等の名称又は種類及び数量

四 表示又は設置の年月日

五 請負金額

2 条例第三十七条の規定による帳簿の備付けは、第十九号様式によらなければならない。

3 前項の帳簿は、広告物等の表示又は設置の契約ごとに作成しなければならない。

4 屋外広告業者は、第二項の帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖し、当該帳簿の閉鎖後五年間これを保存しなければならない。

（屋外広告業者の営業所等への立入検査に係る身分証明書）

**第三十三条** 条例第三十九条第二項の証明書は、第二十号様式のとおりとする。

別表第一の二の口の表二の部表示面積の項を次のように改める。

表示面積

<p>一 表示面積が一・五平方メートル以下であること。</p> <p>二 二以上の者が共同で表示し、又は設置する場合にあつては、表示面積が一・五平方メートルに当該広告物等を共同で表示し、又は設置する者の数を乗じて得た面積（十二平方メートルを超える場合にあつては、十二平方メートル）以下であること。</p> <p>三 一の目的地に誘導するために複数の箇所に表示し、又は設置する場合にあつては、表示面積の合計が七・五平方メートル以下であること。</p>	<p>一 表示面積が一・七平方メートル以下であること。</p> <p>二 二以上の者が共同で表示し、又は設置する場合にあつては、表示面積が一・七平方メートルに当該広告物等を共同で表示し、又は設置する者の数を乗じて得た面積（十四平方メートルを超える場合にあつては、十四平方メートル）以下であること。</p> <p>三 一の目的地に誘導するために複数の箇所に表示し、又は設置する場合にあつては、表示面積の合計が八・五平方メートル以下であること。</p>	<p>一 表示面積が二平方メートル以下であること。</p> <p>二 二以上の者が共同で表示し、又は設置する場合にあつては、表示面積が二平方メートルに当該広告物等を共同で表示し、又は設置する者の数を乗じて得た面積（十六平方メートルを超える場合にあつては、十六平方メートル）以下であること。</p> <p>三 一の目的地に誘導するために複数の箇所に表示し、又は設置する場合にあつては、表示面積の合計が十平方メートル以下であること。</p>
<p>一 一の目的地に誘導するために区分の異なる禁止地域又は許可地域に表示し、又は設置する場合にあつては、それぞれの地域の表示面積の上限に対する割合の合計が一以下であること。</p>		

別表第一の二の口の表二の部表示し、又は設置する場所の項を次のように改める。

<p>表示し、又は設置する場所</p>	<p>誘導のためやむを得ないと認められる場所であること。</p>
---------------------	----------------------------------

別表第一の二の口の表備考を次のように改める。

- 一 この表において、明度、彩度及び色相とは、日本工業規格（以下「規格」とい

う。(Z八七二)に定める方法により表示されるものをいう。  
 二 道標又は案内図を一の目的地に誘導するために区分の異なる禁止地域又は許可地域に表示し、又は設置する場合におけるそれぞれの地域の表示面積の上限に対する割合の合計の計算は、次の式によること。

$$A_p + A_1 + A_2 + A_3 \\ 5.0 + 7.5 + 8.5 + 10.0$$

この式において、 $A_p$ 、 $A_1$ 、 $A_2$ 及び $A_3$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $A_p$  禁止地域における表示面積(単位 平方メートル)
- $A_1$  第一種許可地域における表示面積(単位 平方メートル)
- $A_2$  第二種許可地域における表示面積(単位 平方メートル)
- $A_3$  第三種許可地域における表示面積(単位 平方メートル)

別表第一の二の二の表表示面積の項に次の一号を加える。  
 三 前二号の規定にかかわらず、バス及び電車にあつては、一の車両につき表示面積の合計が底部を除く表面積の十分の三以下であること。  
 別表第二の二の項を次のように改める。

<p>二 表示面積</p>	<p>一 表示面積が一平方メートル以下であること。            二 以上の者が共同で表示し、又は設置する場合にあつては、表示面積が一平方メートルに共同で表示し、又は設置する者の数を乗じて得た面積(十平方メートルを超える場合にあつては、十平方メートル)以下であること。            三 一の目的地に誘導するために複数の箇所に表示し、又は設置する場合にあつては、表示面積の合計が五平方メートル以下であること。            四 一の目的地に誘導するために区分の異なる禁止地域又は許可地域に表示し、又は設置する場合にあつては、それぞれの地域の表示面積の上限に対する割合の合計が一以下であること。</p>
---------------	--

別表第二の四の項を次のように改める。

<p>四 表示し、又は設置する場所</p>	<p>誘導のためやむを得ないと認められる場所であること。</p>
-----------------------	----------------------------------

別表第二備考を次のように改める。

- 備考
- 一 この表において、明度、彩度及び色相とは、規格Z八七二に定める方法により表示されるものをいう。

二 一の目的地に誘導するために区分の異なる禁止地域又は許可地域に表示し、又は設置する場合におけるそれぞれの地域の表示面積の上限に対する割合の合計の計算は、次の式によること。

$$A_p + A_1 + A_2 + A_3 + 5.0 + 7.5 + 8.5 + 10.0$$

この式において、 $A_p$ 、 $A_1$ 、 $A_2$ 及び $A_3$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $A_p$  禁止地域における表示面積（単位 平方メートル）
- $A_1$  第一種許可地域における表示面積（単位 平方メートル）
- $A_2$  第二種許可地域における表示面積（単位 平方メートル）
- $A_3$  第三種許可地域における表示面積（単位 平方メートル）

別表第三の五の部表示面積の項に次の一号を加える。

三 前一号の規定にかかわらず、バス及び電車にあつては、一の車両につき表示面積の合計が底部を除く表面積の十分の三以下であること。

別表第三の次に次の一表を加える。

**別表第四（第十条関係）**

広告物等の種類	区分	第一種許可地域、第二種許可地域及び第三種許可地域
一 はり紙又ははり札等	表示面積	表示面積が一平方メートル以下であること。
二 広告旗又は立看板等	表示面積	表示面積が二平方メートル以下であること。

第一号様式中「第6条第3項」や「第7条第3項」は「第8条第6項」や「第9条第6項」は、

施 工 者	住 所	氏名又は名称
	住 所	

施 工 者	住 所	氏名又は名称
	住 所	

--	--

を

屋外広告業の登録年月日等 年 月 日 第

住所

--	--	--

号

第一号様式中「第11条第2項」や「第12条第2項」は「第6条第3項」や「第7条第3項」は、

「第8条第6項」や「第9条第6項」は、

施 工 者 住

氏名

施 工 者

を

に 改 め る。

所	
又は名称	

住 所	
氏名又は名称	
屋外広告業の 登録年月日等	年 月 日 第 号

第六号様式に「第11条第3項」を「第12条第3項」に改める。  
 第六号様式に「第13条第3項」を「第14条第3項」に改める。  
 第六号様式を次のように改める。



第十号様式を削る。

第九号様式中「(第18条関係)」を「(第21条関係)」に、「第17条」を「第26条」に改め、同様式を第十号様式とする。

第八号様式中「(第18条関係)」を「(第21条関係)」に、「第17条」を「第

26条」に、「氏名又は名称」を「氏名」に、

住	所
---	---

」を

住	所
資	格の種
格	類

」に改め、同様式を第九号

様式とする。

第七号様式の次に次の二様式を加える。

第8号様式(第19条関係)

(表面)

第 号

身 分 証 明 書

所 属  
職氏名

山梨県屋外広告物条例第23条第1項の規定による立入検査等をする職員であることを証明する。

年 月 日

山梨県知事 印

6  
セ  
ン  
チ  
メ  
ー  
ト  
ル

←----- 9センチメートル -----→

(裏面)

山梨県屋外広告物条例(抜すい)

(報告等の徴収及び立入検査)

第23条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、広告物等を表示し、若しくは設置し、若しくはこれを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査又は質問のの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

四 第23条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

6  
セ  
ン  
チ  
メ  
ー  
ト  
ル

←----- 9センチメートル -----→

第11号様式（第22条関係）

（表面）

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所  
氏 名  
〔法人にあっては、事務所の所  
在地、名称及び代表者の氏名〕印

屋外広告業登録申請書

次のとおり屋外広告業の登録を受けたいので、山梨県屋外広告物条例第28条の規定により申請します。

登録の種類	新規	※登録番号	第 号
	更新	※登録年月日	年 月 日
商号、名称又は氏名及び法人にあってはその代表者の氏名			
住 所			
県内において営業を行う営業所の名称及び所在地	営業所の名称	営業所の所在地（電話番号）	

（裏面）

業務主任者の氏名及び業務を行う営業所の名称	氏 名	営 業 所 の 名 称
法人である場合においては役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）の氏名		
未成年者である場合においては法定代理人の氏名及び住所	氏 名	
	住 所	

- 注 1 「新規 更新」については、いずれか該当する方を○で囲むこと。  
2 ※印のある欄には新規登録の場合は、記入しないこと。

誓 約 書

登録申請者は、山梨県屋外広告物条例第30条第1項各号に該当しない者であること誓約します。

年 月 日

登録申請者 印

山梨県知事 殿

略 歴 書

住 所			
氏 名		登録申請者との関係	
略 歴	期間 自 年 月 日 至 年 月 日	屋 外 広 告 業 に 係 る 業 務 内 容	
賞 罰	年 月 日	屋 外 広 告 に 係 る 賞 罰 の 内 容	
上記のとおり相違ありません。 年 月 日			
			氏名 印

第14号様式（第23条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所  
氏 名  
〔 法人にあっては、事務所の所  
在 地、名称及び代表者の氏名 〕 印

屋外広告業登録事項変更届

次のとおり登録された事項に変更があったので、山梨県屋外広告物条例第31条第1項の規定により届け出ます。

登 録 番 号	第 号		
登 録 年 月 日	年 月 日		
変 更 に 係 る 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

第十六号様式中 「(第23条関係)」を「(第29条関係)」に、「第19条第1項」を「第34条第1項」に改め、同様式を第十六号様式とする。  
第十六号様式中 「(第20条第2項関係)」を「(第26条関係)」に、「第20条第2項」を「第26条第2項」に、「第22条第1項各号」を「第28条第1項各号」に改め、同様式を第十六号様式とする。  
第十四号様式の次に次の様式を加える。

第15号様式（第25条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所  
氏名  
〔法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕  
印

屋外広告業廃業等届

次のとおり山梨県屋外広告物条例第33条第1項の規定により届け出ます。

登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
届 出 の 理 由	
届出の理由の生じた日	
屋外広告業者との関係	

第18号様式（第31条関係）

↑  
.....  
35  
セ  
ン  
チ  
メ  
ー  
ト  
ル  
以  
上  
.....  
↓

屋 外 広 告 業 者 登 録 票	
商 号 、 名 称 又 は 氏 名	
代 表 者 の 氏 名	
登 録 番 号	山 梨 県 屋 外 広 告 業 登 録 第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
営 業 所 の 名 称	
業 務 主 任 者 の 氏 名	

←----- 40 センチメートル以上 ----->

第十七号様式の次に次の三様式を加える。

山梨県公報号外 第三十一号 平成十七年六月十五日

第19号様式（第32条関係）

注文者の氏名又は名称			
注文者の住所			
表示又は設置の場所			
広告物等の名称又は種類		数量	
表示又は設置の年月日	年	月	日
請負金額			

(表面)

第 号

身 分 証 明 書

所 属  
職 氏 名

山梨県屋外広告物条例第39条第1項の規定による立入検査等をする職員であることを証明する。

年 月 日

山梨県知事 印

9センチメートル

6  
セ  
ン  
チ  
メ  
ー  
ト  
ル

(裏面)

山梨県屋外広告物条例 (抜すい)

(報告及び検査)

第39条 知事は、この条例の施行に必要な限度において屋外広告業者に報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

七 第39条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

9センチメートル

6  
セ  
ン  
チ  
メ  
ー  
ト  
ル

**附 則**

この規則は、平成十七年七月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番